

>> 新型コロナウイルス感染症に伴う

不当な差別や偏見をなくしましょう <<

[人権の尊重と支え合いの心を大切にしましょう]

I 感染者と濃厚接触者及び関係者への人権を尊重しましょう！

- ◇感染された方、その家族、友人、医療従事者、感染者が確認された施設店舗等に対する差別・偏見、SNSでの誹謗中傷は許されません。
- ◇中傷するような言葉はたった一言で人の心を大きく傷付けます。
- ◇感染者とその関係者は、非難される存在ではなく、守るべき人です。
- ◇感染した時に、SNSで誹謗中傷を受けたらどう感じるか、相手の立場に立って考えることが必要です。

II 周囲の理解と冷静な行動が必要です！

- ◇人が生活する上では、どこにいても感染のリスクがあります、感染関係者に自らを置き換えて行動することが必要です。
- ◇新型コロナウイルス感染症への正しい情報を常に得るよう心掛けましょう。

III 思いやる心が大切です！

- ◇感染者の中には、感染症治療に従事していたために感染した方やその関係者である場合があります。また、症状の無い方が知らないうちに感染拡大を生むこともあり、命を落とす方も後を絶たないことから、不安や恐れを感じている人も多いと思いますがこういう時こそ、お互いを思いやり、支え合える心の和を広げましょう。
- ◇感染症の治療を終えた方も暖かく迎えましょう。

[誹謗中傷・差別を受けた方又は不安をお持ちの方の相談窓口]

- ① 長野県新型コロナ誹謗中傷等被害相談窓口（被害を受けた方のための相談電話）
電話：026-235-7100
受付時間：平日 8:00~17:15
- ② 誹謗中傷等の噂、書込み情報等、人権に関する相談
 - ・みんなの人権110番 電話：0570-003-110
受付時間：平日 8:30~17:15
 - ・長野県人権啓発センター 電話：026-274-3232
受付時間：火曜日から日曜日 8:30~17:00
- ③ 長野県新型コロナウイルス感染症に関する相談
お困りごと相談センター 電話：026-235-7077
受付時間：土日祝日を含む 8:30~17:15

飯山市役所 教育委員会
人権政策課人権同和係
電話 0269-67-0743（直通）